

一般財団法人伊達市スポーツ振興公社役員等報酬規程

(総則)

第1条 一般財団法人伊達市スポーツ振興公社定款（以下「定款」という。）第28条の規定に基づき、役員等の職務に係る報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員等の範囲)

第2条 報酬を支給する役員等の範囲は、定款第19条に定める役員とする。

(適用除外)

第3条 この規程は、伊達市役所に身分を有する者には適用しない。

(報酬等)

第4条 役員等報酬は、次の基準額を支給するものとする。

(1) 代表理事 年額 600,000 円以内

(2) 常務理事 月額 250,000 円以内

(3) その他の理事及び監事が業務に従事した場合 日額 7,200 円以内

(4) 常務理事には勤務の実態に応じた通勤手当を支給することができる。

2 役員等が、法人の業務上の必要により市外出張する場合の実費交通費については、別に定める。

(報酬等の額の決定)

第5条 役員等の報酬の額は、評議員会で承認を得て決定する。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月29日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。